

# 「利子補給金制度」のご案内

「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」に関連する事業を行う場合、**最大0.7%の利子補給が5年間**受けられます。

## 対象事業

### 沿岸・都市部のリノベーションモデル事業

企業の内陸移転や既存施設・遊休地の利活用により、沿岸域における減災と産業転換を両立する事業。



農産物加工施設の整備

#### 対象地域

- ・静岡市、袋井市、湖西市、吉田町における指定された区域
- ・沿岸21市町※

※概ね東名高速道路以南、又は東海道本線・新幹線以南。伊豆半島地域にあつては、想定津波浸水域周辺等の沿岸部。

### 内陸・高台部のイノベーションモデル事業

内陸部において地域資源と高規格幹線道路を最大限活用した災害に強く魅力ある地域を創出する事業。



研究開発施設の整備

#### 対象地域

- ・三島市、函南町、長泉町、小山町、静岡市、島田市、藤枝市、袋井市、森町、御殿場市、浜松市における指定された区域

### 多層的な地域連携軸の形成モデル事業

陸・海・空の交通ネットワークを最大限活用し、物流関連企業の集積と広域物流拠点を創出する事業。



物流施設の整備

#### 対象地域

- ・県内全域（高規格幹線道路周辺等）

### 地域循環共生圏の形成モデル事業

自立・分散型社会の形成と地域間連携により、持続可能な地域づくりを推進する事業。



環境重視型工業団地

#### 対象地域

- ・御殿場市、裾野市、小山町における指定された区域

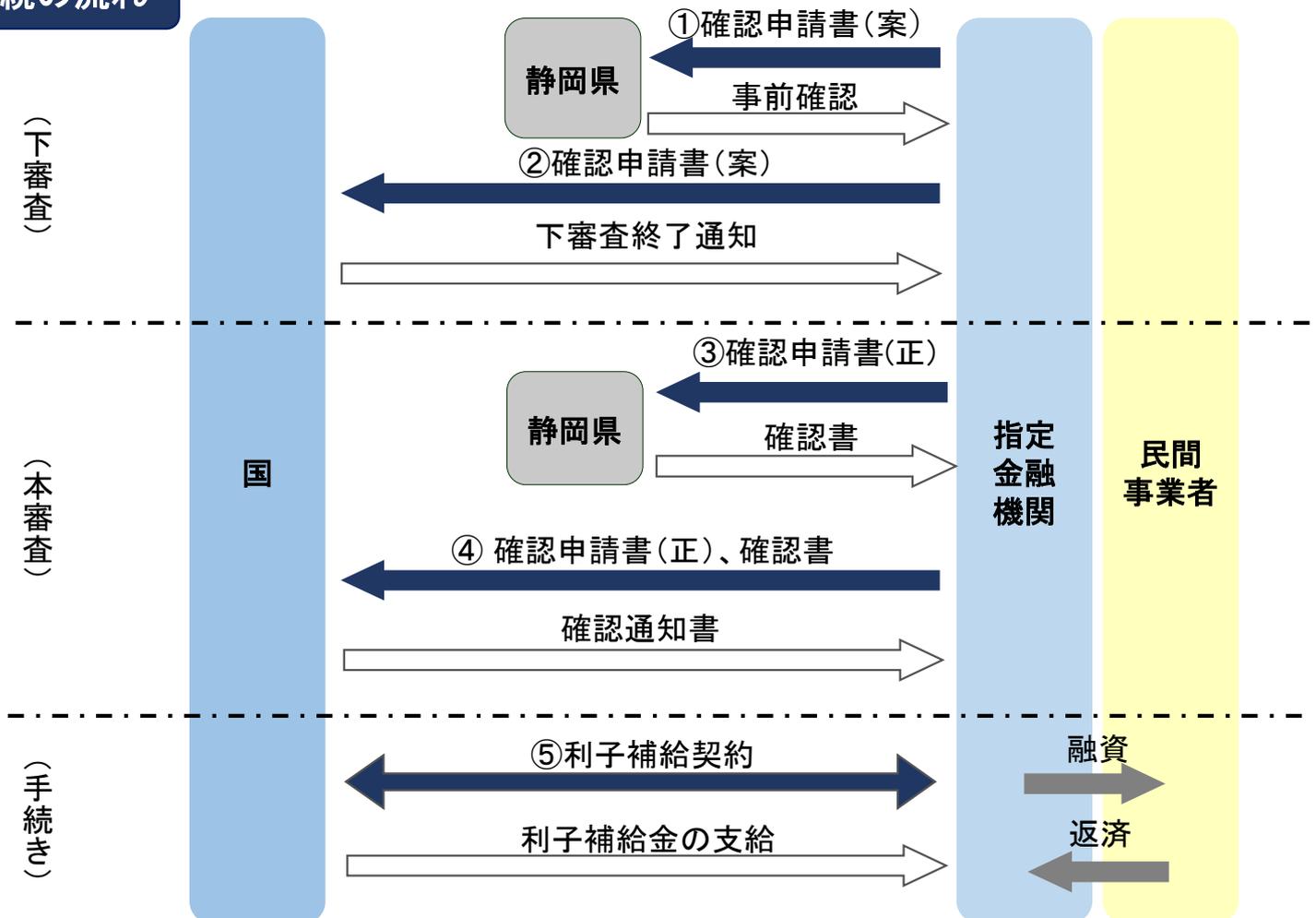
※裏面の「利子補給制度の具体的な事業項目」に該当し、かつ特区の数値目標の達成に寄与する事業に限る。  
 ※具体的な対象地域は静岡県HP (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/frontier/1011490.html>) に掲載。

利子補給率	最大0.7%以内	利子補給期間	最長5年間
融資要件	“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会の構成員であり、国から指定を受けた金融機関からの融資であること。		
対象経費	土地の購入・造成費、施設等の建設費、機械設備の整備等に係る費用 ※ただし、土地の購入、造成のみは不可		
受付時期	令和7年 2月・4月・7月・10月・12月 ※原則事業開始日より2か月以上前の受付にて申請すること。		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は、固定金利でも変動金利でも可</li> <li>・融資期間は原則5年以上</li> <li>・国の他の利子補給制度との併用は不可</li> <li>・地方公共団体の利子補給制度との併用は可能(内閣府要相談)</li> <li>・借入限度額なし(利子補給金は国の予算の範囲内で支給)</li> <li>・総合特区の計画期間終了(R9年度末予定)に伴い利子補給も終了</li> </ul>		

# 利子補給制度の具体的な事業項目

具体的な事業項目	沿岸・都市部	内陸・高台部	地域連携軸	共生圏
農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	○	○	—	○
観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業	○	○	—	—
地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	○	○	—	○
新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの	○	○	○	○
貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	○	○	○	—
地域における公共交通機関の整備等に関する事業	—	—	—	○
地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業	○	○	○	○
地域住民の健康の保持増進に資する事業	—	○	—	—

## 手続の流れ



本制度に関するお問い合わせ

静岡県 総務部 地域振興課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
TEL: 054-221-2362